

氷川町立宮原小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月改訂

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの児童にも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまで学校、家庭、地域、町教育委員会その他関係者との連携のもと、「いじめを許さない学校・学級づくり」に取り組んできた。また、いじめを把握した場合は、いじめを受けている児童を「必ず守り通す」という姿勢で、その解消に向けて、学校総体として取り組んできた。

しかしながら、「いじめアンケート調査」の結果を見ると、「いじめを受けた」と回答する児童がいる。児童の尊厳が守られ、生命・身体の安全が脅かされることなく、一人一人の児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう「組織対応によるいじめ見逃し0と不登校児童の減少」を今年度の重点目標に掲げ「宮原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめが行われることなく、すべての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処とともに、事故の再発防止に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特に次の点に留意する。

- いじめを受けた児童の立場に立つこと。
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることから、当該児童の表情や様子を細かく観察すること。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会で行うこと。

- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団等の何らかの人的関係を指すこと。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどである。
- 外見的にはけんかのように見えることや一緒に遊んでいるように見えることで、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品を集められる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめの理解

- (1) いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。大人も子供も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構成上の問題（無秩序や閉塞性等）、はやし立てたりおもしろがったりする「観衆」や、周辺の暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努めなければならない。

4 いじめの防止等のための対策

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

○いじめ防止等の対策のための組織。

○構成員：校長、教頭、人権同和教育主任、養護教諭、教務主任、情報集約担当者、いじめ対策担当、S C または教育相談員（必要に応じて S SW）
※情報集約担当者・・・情報の集約等に係る業務を担う

○活動・未然防止のための年間活動計画の作成【※1】

・実態調査【※2】の実施とその結果分析、その後の取組の検討

- ・教育相談に関すること
- ・いじめ事案の対応に関すること【※3】
- ・いじめに関わる児童の理解に関すること
- ・いじめ防止基本方針の見直しや、対応等の検証・評価に関すること
【※4】

○開 催:毎学期のアンケート調査及び教育相談の期間に応じた定例会を年3回、さらにいじめ事案発生時はその都度開催する。

【※1】いじめの未然防止

- ①学校の教育の根幹に人権同和教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育を充実させ、様々な体験活動を通して、豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。いじめの未然防止に重点を置いた総合的な取組を継続的に行う。
- ②異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会、学校運営協議会や地域学校協働活動と連携した活動を設定し、自ら主体的に考え、仲間と協力し合って行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育む。
- ③県青少年保護育成条例を踏まえ、インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努める。また、SNSのサービス利用で、いじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から情報モラル教育の充実を図る。
- ④教職員の不適切な認識や言動が、いじめの発生を引き起こす場合もあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図る。また、一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、校内における言語環境の整備に努めるとともに、言葉の大切さに気付かせる指導の充実に努める。

【※2】実態等調査と分析

いじめの防止等のための実態調査及び分析を年間計画により実施する。また、調査終了後は、迅速に校内組織により内容を分析し、対応にあたる。

【※3】いじめ事案に対する対応

- いじめ相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめが確認された場合は、迅速に組織で対応し、即座にいじめをやめさせ、いじめを受けた児童や保護者への緊密な支援を行う。いじめを行った児童や保護者に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する
- すべての対応について、「学校いじめ調査委員会」と協議し、全職員共通理解のもと、保護者や関係機関等と連携する。

【※4】いじめ防止の対策の検証・評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見、さらにはいじめに対する措置を適切に行うため、P D C Aサイクルの視点から検証を行う。

(2) 「学校いじめ調査委員会」の設置

- いじめ事案が発生した場合の対応・対策を専門的にかつ多角的に検討するための組織。
- 構成員：校長、教頭、情報集約担当者、（人権同和教育主任）、教務主任、学校運営協議会委員（会長、副会長、C Sディレクター等）、町教育委員会、P T A会長
- 活動：いじめ事案の原因・対応・再発防止に関すること
- 開催：必要に応じて招集し開催するが、招集がなかった時も、半年に1回は現状報告を行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- | |
|---|
| 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

（「いじめ防止対策推進法」第28条より）

(2) 重大事態があるときには、すみやかに以下の対処を講じる。

- ①重大事態が発生した場合は、氷川町教育委員会を通じて町長に事態発生について報告する。
- ②教育委員会の指示のもと、必要な組織（いじめ対策委員会、学校いじめ調査委員会）で、迅速に対応する。
- ③犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署等と連携し、指導を受けながら厳正に対処する。

6 未然防止のための年間取組計画

	授業における取組		実態調査 教育相談	言語環境等 環境整備
	道徳教育・人権同和教育・ 情報モラル教育 等	交流活動		
4月	学級のめあて決め【人権】	お見知り遠足 にこにこ班活動 茶摘み（5・6年生）		
5月	情報モラルに関する授業 【道徳：6年生】	地域の方との交流 (運動会)		
6月	心のきずなを深める月間 なかまづくりに関する授業 【道徳・人権】 いじめに関する授業【道徳】	栽培活動で地域の方と交流 (2年生)	心のアンケート →6/2～6/6 教育相談 →6/12～6/24	人権標語の掲示 (人権教育担当) 人権ポスターの掲示 (人権教育担当)
7月	共生の教育【人権】 情報モラルに関する授業 【道徳：3年生】		家庭用いじめ発見シート配付 →6/30	
8月				
9月	平和集会【人権】 情報モラルに関する授業 【道徳：1・4・5年生】	福祉体験交流（4年生）		
10月	情報モラルに関する授業 【道徳：2年生】	稲刈り体験（5年生） ふれあいフェスタ（全校）		
11月		いもほり交流（3年生）	心のアンケート →11/10～11/14 教育相談 →11/17～11/28	なかま委員会による掲示 (人権教育担当)
12月	人権集会【人権】		家庭用いじめ発見シート配付 →12/5	図書委員会による掲示 (図書館教育担当)
1月	性と生の教育【人権】	昔遊び体験 (1年生)		
2月		新1年生との交流 (2年生)	心のアンケート 2/2～2/6 教育相談 2/9～2/20	
3月	1年間の振り返り【人権】	お別れ遠足		6年生～感謝メッセージ (人権教育担当)

*毎月15日は、あいさつ運動を行う。